

学校給食費の支払いに係る制度の全般について

【7 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて】

Q7-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A7-1 生活保護費は、市から保護者へ支払われるため、そこから給食費を納付することが原則です。

令和8年度の小学校の給食費については、無償化により保護者負担はありませんが、生活保護を受給されている場合は生活保護法に基づく教育扶助により給食費が補助されるため、給食費の納付が必要です。

学校区分	<1食あたり単価>	生活保護費	
		<単価>	<月額> 定額
小学校	330円	330円	6,500円
中学校	380円	280円	5,400円

保護者の同意があれば、学校給食費分の生活保護費を学校長に支払うことが可能です。これを「代理納付」と言い、生活保護費を保護者の代わりに受け取った学校長が学校給食費を支払うこととなります。対象の方は、「委任承諾兼口座振込依頼書」の提出が必要です。

なお、代理納付を選択しない場合は、保護者が学校給食費を納付することとなります。手続きや提出書類など、生活保護の詳しいことについては、東広島市健康福祉部生活福祉課（直通 082-420-0405）へお尋ねください。

Q7-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

A7-2 生活保護を受ける前の学校給食費については、小学校は無償、中学校は保護者の負担となります。また、受給していた生活保護が停止・廃止となった場合も、中学校は保護者の負担となります。